



令和元年 6月3日 (月)
(2019年)

No. 14941 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆続・行政不服審査制度と特許法 (上)
—新法下における平成の裁決例の総括— (1)

続・行政不服審査制度と特許法 (上)

—新法下における平成の裁決例の総括—

弁護士・新潟大学法学部
准教授 田中 良弘

本稿は、本紙平成30年5月16日号 (No.14188) 及び同17日号 (No.14689) に掲載された「行政不服審査制度と特許法 (上) (下)」の続篇である。前稿においては、行政不服審査制度について概説した上で、特許法に基づく処分に対して行政不服審査法上の審査請求がなされた具体的事例を紹介し、さらに、特許法の分野における行政不服審査制度の意義について若干の検討を行った。その後、約1年の間に特許法に基づく処分に対する行政不服審査の裁決例について一定の蓄積がなされ、審査請求を認容して処分を取り消した裁決例も現れている。そこで、本稿においては、平成26年に改正された新行政不服審査法 (平成26年法律第68号) が全面施行された平成28年4月1日から平成31年4月30日までに総務省ウェブサイトの行政不服審査データベースに掲載された特許法に基づく処分に関する裁決例について、整理・紹介することとしたい。



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

- | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------|------------|-------------------|-------------|
| 所長 弁護士 浅村 昌弘 | 会長 弁護士 金池 大白 | 建弘 貴則 司之 登子 三 | 相談役 弁護士 浅井 望 | 皓 一次之郎 亮 宣 史 | 弁護士 山下 平弓 | 弁護士 山田 原 野 | 弁護士 康克 啓 亮 | 明彦 子理 誠 太 亮 |
| 弁護士 後藤 晴 明 | 弁護士 井田 塚 幸一 | 幸一 克久 裕 博 祐 祐 | 弁護士 村上 月 中 | 洋 良 孝 裕 亮 宣 史 | 弁護士 川野 野 | 弁護士 田原 野 | 弁護士 口村 山 削 統 | 明彦 子理 誠 太 亮 |
| 弁護士 伊藤 大 日 方 | 弁護士 江森 本 山 中 | 江森 本 山 中 | 弁護士 畑 浅 北 水 菊 | 野 川 野 裕 修 | 弁護士 松川 直 樹 | 和 田 研 史 | 弁護士 岩 篠 卓 晶 尋 由 和 | |
| | 弁護士 田 林 | 田 林 | 弁護士 水 野 | | | | | |

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

- 所長 弁護士 浅村 昌弘 弁護士 後藤 晴 明 弁護士 松川 直 樹 弁護士 和 田 研 史

1. 特許法に基づく処分に関する裁決例の概況

前稿において概説したように、特許法に定められた処分のうち、行政不服審査法に基づく審査請求が認められるのは、手続の却下(特許法18条、18条の2、133条、133条の2)など一部のものに限られ、拒絶査定(同法49条)や取消決定(同法114条2項)、審決(同法157条)といった特許法上の主要な処分については、行政不服審査の対象から除外されている(同法195条の4、53条1項、143条1項、149条3項)。なお、特許査定(同法51条)につき、審査官の手続違背が主張される場合は行政不服審査の対象となると判示した地裁判決(東京地判平成26年3月7日判時2360号58頁)があるが、控訴審判決(知財高判平成27年6月10日判時2360号36頁)はそのような場合も行政不服審査の対象とはならないと判示している(詳細については、前稿(上)5頁以下を参照されたい)。

そのため、特許法に基づく処分に対する行政不服審査請求がなされた事例は比較的少なく、改正行政不服審査法が全面施行された平成28年4月1日から平成31年4月30日までの間に、総務省ウェブサイトの行政不服審査裁決データベース¹に掲載された裁決例3070件のうち、特許法に基づく処分を対象とするものは37件にとどまっている。以下、その結果や審査期間等について概説する。

(1) 行政不服審査請求に対する裁決の件数

上記のように、平成31年4月30日時点において、行政不服審査裁決データベース(以下、単に「裁決データベース」という)に掲載された裁決例のうち、特許法に基づく処分を対象とするものは37件であった。このうち、審査請求が却下されたものは11件(29.7%)、請求が棄却されたものは25件(67.6%)、請求が認容されたものは1件(2.7%)である。

ちなみに、同時点における裁決データベースに掲載された裁決例3070件のうち、審査請求が却下されたものは943件(30.7%)、請求が棄却されたものは1757件(57.2%)、請求が認容されたものは270件(8.8%)、その他(一部棄却・一部却下や一

部認容・一部棄却など)は100件(3.3%)であった。

母数が大きく異なるために単純な比較はできないが、現時点においては、請求が認容された1件を除き、一部認容を含む認容事例は存在しておらず、一部認容を合わせれば1割程度が認容されていると考えられる裁決例全体と比べ、特許法に基づく処分に関する裁決例については、請求が認容される割合は低いということができよう。

(2) 審査請求から裁決までに要した期間

上記の特許法に基づく処分に関する裁決例37件について、申立て(審査請求)から裁決までに要した期間は、平均で約364日であった。最も長い期間を要したのは、請求が棄却された事案(後掲事例⑨)の762日であり、最も短い期間は、審査請求が却下された事案(後掲事例⑩)の50日であった。結果の類型別にみると、審査請求が却下された11件の平均所要日数は約220日(最長548日、最短50日)、請求が棄却された25件の平均所要日数は約431日(最長762日、最短189日)、請求が認容された1件の所要日数は258日であった。

これに対し、裁決例全体の平均所要日数は約225日であり、最長は審査請求が却下された事案²の908日、最短は同じく審査請求が却下された事案³の1日であった。また、結果の類型別に平均所要日数をみると、審査請求が却下された943件については約119日(最長908日、最短1日)であり、請求が棄却された1757件については約268日(最長897日、最短40日)、請求が認容された270件については約277日(最長790日、最短21日)、その他の100件については約322日(最長848日、最短55日)であった。

この点についても母数が大きく異なるために単純な比較はできないが、特許法に基づく処分に関する審査請求については、行政不服審査請求全体に比べ、申立て(審査請求)から裁決に至るまでの所要日数が大きい傾向にあるということができよう。